

▼各種実習ガイド

《教育実習》《介護等体験》《博物館実習》《社会福祉援助技術現場実習》
《精神保健福祉援助技術現場実習》《社会福祉総合実習》《保育実習》

教育実習

※教育実習を行なう「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」を「実習校」とします。

【佛科大学で育つ教師像】

佛科大学では、次のような考えに基づいて教員養成を行なっています。

1) 深い子ども理解

幅広い教養と豊かな人間性を有し、子どもの内面を深く理解してその成長に寄り添い、自立を支援することのできる教員。

2) 高い指導力

教職および教科・領域に関する理論知と実践知を修得し、教育現場において高い指導力（創造と問題解決）を発揮できる教員。

3) 豊かな関係性

教職員や保護者、地域社会との豊かな関係性の中で、協働して教育活動に取り組むことのできる教員。

教育実習では実践を通してこの三点について深く学び、教職の専門性や独自性を深く考えることを目的とします。そして、自身の資質や能力について振り返るとともに、課題を明確にして今後の学習計画を立てる機会とします。

【教育実習に関わるスケジュール】

下図は、教育実習の実施にあたり、実習前年度からの一般的なスケジュールです。地域・実習校によっては手続きが異なる場合がありますので注意してください。

（課程本科特別支援学校教諭免許取得課程入学で、入学1年目に教育実習を希望する場合は手続きが異なります。くわしくは新入生セツトにお知らせを同封します。）



【実施資格】

教育実習を行なうためには、以下の要件を満たしていることが必要です。
課程本科の特別支援学校教諭免許取得課程への入学を希望する方はp.142も併せて確認してください。

1. 教育実習実施の前年度の指定種別までに、「教育実習研究」(R-S履修)のスクーリング(事前指導)を受講していること。

春期実習(4月上旬～7月上旬): 教育実習を行なう前年度の夏期スクーリングまで
秋期実習(8月下旬～12月上旬): 教育実習を行なう前年度の集中Ⅲスクーリングまで

2. 「教育実習申込書類」を期日までに提出すること。

3. 教育実習実施資格判定科目(表1)を、所定の履修期限(表2-1、2-2)までに合格していること。

※課程本科で、幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状の取得を希望する場合、既に教員免許状(普通免許状)を所持している(校種・教科は問いません)方は、(表1)のうち、科目群「E」「F」(合計5科目)での判定を行ないます(入学後に別途手続きが必要)。
※教育実習実施資格判定科目のうち、本学において単位認定された科目は、合格科目として扱います。

【注意】① 上記1.～3.のうち1つでも不足があった場合は、実習校の内諾を得ていても教育実習を行なうことはできません。

② 産前・産後休暇中、育児休暇中、妊娠している方は、母体の保護および実習先への負担の回避のため、教育実習は認められません。

③ 「麻疹に対する免疫がある」という証明書が必要です(p.150参照)。

④ 教育実習期間中は勤務から離れ、本学学生として教育実習に専念しなければなりません。

【教育実習実施資格判定科目(表1)】

幼稚園

科目群	科目	合格が必要な科目数	合計科目数
A	教育原論 教育社会学 教育心理学	1科目	9科目
B	人権(同和)教育	1科目	
C	幼児理解と保育相談 保育の内容及方法	1科目	
D	幼児教育・保育職入門 幼児教育・保育課程論	1科目	
E	保育内容研究「**」	4科目	
F	教科に関する科目	1科目	

小学校

科目群	科目	合格が必要な科目数	合計科目数
A	教育原論 教育社会学 教育心理学	1科目	10科目
B	人権(同和)教育	1科目	
C	生徒指導・進路指導の研究(初等) 教育相談の研究 道徳教育の研究 特別活動研究 教育方法学	2科目	
D	学校教育職入門 学校教育課程論	1科目	
E	**科教育法	4科目	
F	教科に関する科目	1科目	

中学校 ※教育実習を行なう教科における科目を履修すること

科目群	科目	合格が必要な科目数	合計科目数
A	教育原論 1 教育社会学 1 教育心理学 1	1科目	10科目
B	人権(同和)教育	1科目	
C	生徒指導・進路指導の研究(中・高) 教育相談の研究(中・高) 道徳教育の研究(中・高) 特別活動研究(中・高) 教育方法学 1(中・高)	2科目	
D	学校教育職入門 学校教育課程論(中・高)	1科目	
E	教科教育法「**」 ※	1科目	
F	教科に関する科目 ※	4科目	

高等学校 ※教育実習を行なう教科における科目を履修すること

科目群	科目	合格が必要な科目数	合計科目数
A	教育原論 1 教育社会学 1 教育心理学 1	1科目	10科目
B	人権(同和)教育	1科目	
C	生徒指導・進路指導の研究(中・高) 教育相談の研究(中・高) 道徳教育の研究(中・高) 特別活動研究(中・高) 教育方法学 1(中・高)	2科目	
D	学校教育職入門 学校教育課程論(中・高)	1科目	
E	教科教育法「**」 ※	1科目	
F	教科に関する科目 ※	4科目	

特別支援学校 ※「障害教育総論」「人権(同和)教育」に合格していることが望ましい。

科目	合格が必要な科目数
障害教育総論 知的障害児の心理 知的障害児の生理・病理 肢体不自由児の心理・生理・病理 病弱虚弱児の心理・生理・病理	知的障害教育Ⅰ 知的障害教育Ⅱ 人権(同和)教育 視覚障害教育総論 聴覚障害教育総論
肢体不自由児の指導法 病弱虚弱児の指導法 重複障害・軽度発達障害児の指導法	6科目

次頁へ→

〔表2-1〕教育実習実施資格判定の時期・判定科目の履修期限および条件

課程本科の特別支援学校教諭免許状取得課程入学者で入学1年目に教育実習を希望する方は、下欄〔表2-2〕で確認してください。

判定を行なう時期	教育実習の実施時期	履修形態	履修期限	条件
1月	判定翌年度の4月上旬以降	T履修	初回提出レポート：判定同年度の11月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の11月末 科目最終試験：12月試験	レポート・科目最終試験 いずれも合格していること
		R履修	初回提出レポート：判定同年度の11月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の11月末	合格していること
		S(SR)履修	判定同年年度の集中Ⅱスクーリング	合格していること
		I-S履修	S履修：判定同年年度の集中Ⅱスクーリング	合格していること
			I履修：『学習のしおり』『スクーリングのしおり』等を確認すること	
		T-S履修 R-S履修	上記のそれぞれの条件を充足すること	
E履修*	10月末までに社会福祉総合実習を終えていること	合格していること		
7月	判定同年年度の8月下旬以降	T履修	初回提出レポート：判定同年度の5月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の5月末 科目最終試験：6月試験	レポート・科目最終試験 いずれも合格していること
		R履修	初回提出レポート：判定同年度の5月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の5月末	合格していること
		S(SR)履修	判定同年年度の春期スクーリング	合格していること
		I-S履修	S履修：判定同年年度の春期スクーリング	合格していること
			I履修：『学習のしおり』『スクーリングのしおり』等を確認すること	
		T-S履修 R-S履修	上記のそれぞれの条件を充足すること	
E履修*	4月末までに社会福祉総合実習を終えていること	合格していること		

*「福祉」免許状取得課程のみ対象

〔課程本科特別支援学校教諭免許状取得課程への入学を希望する方へ〕

入学1年目に教育実習を希望する場合に限り、「教育実習研究」スクーリングの受講期限、教育実習実施資格判定科目の履修期限が以下の通りとなります。ただし、入学1年目に教育実習を行なうためには、①入学後1～2か月の間に各自で実習希望校に交渉して内諾を得ること、②「教育実習申込書類」（新入生セットに入手法の詳細を同封します）を期限までに本学へ提出することが必要です。

〔「教育実習研究」スクーリングの受講期限〕

春期実習（4月上旬～7月上旬）：教育実習を行なう前年度の集中Ⅲスクーリングまで

秋期実習（8月下旬～12月上旬）：教育実習を行なう年度の夏期スクーリングまで

〔教育実習実施資格判定科目の履修期限〕

〔表2-2〕入学1年目に教育実習を希望する場合の教育実習実施資格判定の時期・判定科目の履修期限および条件

判定を行なう時期	教育実習の実施時期	履修形態	履修期限	条件
2月	判定翌年度の4月上旬～7月上旬(春期)	T履修	初回提出レポート：判定同年度の12月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の1月10日 科目最終試験：1月試験	レポート・科目最終試験 いずれも合格していること
		S履修	判定同年年度の冬期スクーリング	合格していること
		T-S履修	上記のそれぞれの条件を確認すること	
8月	判定同年年度の8月下旬～12月上旬(秋期)	T履修	初回提出レポート：判定同年度の6月1日～10日 再提出レポート：判定同年度の7月10日 科目最終試験：7月試験	レポート・科目最終試験 いずれも合格していること
		S履修	判定同年年度の春期スクーリング	合格していること
		T-S履修	上記のそれぞれの条件を確認すること	

〔教育実習の必要日数〕

教育実習は、実習校における5日間（1週間）30～45時間の実習で1単位とし、実習校の教職員の勤務に準じた実習を行なうこととします。教育職員免許状の種別による実習日数等は〔表3〕の通りです。

〔表3〕

取得希望免許状	履修単位数	教育実習を行なう校種・必要日数
幼稚園	4単位	幼稚園（※注意①）で20日間以上
小学校	4単位	小学校で20日間以上
中学校	4単位	中学校で15日間以上
中学校・高等学校	4単位	以下A～Cのいずれか1つ A. 中学校で15日間以上 B. 高等学校で15日間以上 C. 中学校で10日間以上+高等学校で10日間以上
高等学校	2単位	高等学校で10日間以上
特別支援学校	2単位	特別支援学校（※注意②）で10日間以上

※注意①

認定こども園で実習をする場合について
認定こども園には、「幼稚園型」「幼保連携型」「保育所型」「地方裁量型」の4タイプがありますが、教育実習は「幼稚園型」「幼保連携型」のいずれかで行ってください。「保育所型」「地方裁量型」での実習は認められません。

※注意②

(1) 学部（本科）生で特別支援学校教諭免許状取得希望者は、基礎となる免許（幼・小・中・高）の教育実習の後に特別支援学校での教育実習を行なってください。
(2) 「知的障害者に関する教育の領域」「肢体不自由者に関する教育の領域」「病弱者に関する教育の領域」の3領域のいずれかを含む学校で行なってください。「視覚障害者に関する教育の領域」「聴覚障害者に関する教育の領域」の2領域の特別支援学校での教育実習は認められません。

〔教育実習を行なう時期〕

教育実習を行なう時期は、「教育実習研究」スクーリングの受講時期、教育実習申込書類の提出時期、教育実習実施資格判定時期の関係から、入学の翌年度となります（最短履修期間が1年の場合を除く）。教育実習は、以下の期間で必要な日数の実習を行なってください。

春期	秋期
4月上旬～7月上旬	8月下旬～12月上旬

※「幼稚園教諭免許状取得課程」に後期（10月）入学された場合、教育実習実施資格判定科目の開講の関係上、教育実習は2年目の4月上旬以降の実施となります。

〔教育実習費（2017年度）〕

2単位…17,000円 4単位…34,000円

〔教育実習校の確保〕

教育実習は、学校教育法第1条（p.144参照）に定める「学校」で行なってください（ただし、高等専門学校は除きます）。教育実習校の確保は、「一般的な確保の場合」と「確保に注意が必要な場合」とがあります。

1. 一般的な確保の場合

教育実習は、教育の現場（実習校）の後輩（教員）の養成に協力しようという厚意によって成り立ちます。学生自身が責任を持って教育委員会や実習希望校と交渉し、確保してください。実習校の確保にあたっては、以下の点に注意してください。

- ①実習校が年間計画を立てる前（できる限り、教育実習を行なう前年度早々に）に依頼に行くことが望まれます。
- ②本学より実習校の斡旋・紹介は行ないません。
- ③地域や学校ごとに受入れにあたっての条件（実習期間・申込期間・教員採用試験の受験等）を設けている場合がありますので、各自で確認してください。
- ④教育実習を行なう校種は、取得希望免許状校種と同じとします（上記〔表3〕参照）。
- ⑤実習校に教育実習を行なう教科の専任教員がいることが必要です。ただし、以下の（ア）から（ウ）のすべてを満たす場合は例外として認められます。
（ア）教育実習を行なう教科担当の教員が実習校において非常勤講師であっても、教科についての指導を受けることが可能である。
（イ）学級経営や生徒理解及び生徒指導、道徳教育、特別活動等の教員としての職務内容等、教育実習全般については、実習校の専任の教員から十分な指導を受けることが可能である。
（ウ）『教育実習簿』の作成及び教育実習の計画や総括などを十分に行なえる。
- ⑥宗教科・書道科・中国語科・情報科・福祉科は、受入れが非常に少ないため、確保が困難な場合があります。また、全校種・教科において、年齢が高くなると受入れ先の確保が困難になる場合があります。
- ⑦定時制学校・通信制学校での教育実習を希望する場合は、事前に本学へ相談してください。
- ⑧親族が経営・勤務する学校・園での教育実習はできるかぎり避けてください。
- ⑨勤務校・園での教育実習は一切認めていません。この場合の勤務とは、教員・講師だけでなく、職員・介助員・相談員・学童保育指導員等、教育実習を行なう学校・園内で勤務する方も含まれます。

2. 独自の手続きを必要とする地域・実習校

実習校によっては、教育実習の申請は、学生個人ではなく大学や教育委員会を通じて行なうなど、独自の手続きとなる場合があります。2016年12月時点で、本学が把握している実習校は(表4)の通りです。**ただし、手続きは年度によって変更されることもありますので、必ず各自で実習校または教育委員会に確認してください。**詳しくは、入学後に、『佛大通信』にてお知らせします。

※修業年限が1年の場合でも、地域・実習校の規程等により、1年目に教育実習を行なうことができず、在籍延長になる場合があります。

(表4)

実習校	注意事項
小樽市立校 東京都下の公立校 名古屋市立校 津市立幼稚園 豊中市立小・中学校 神戸市立校 姫路市立校 尼崎市立校 明石市立小学校 下関市立校 高松市立校 高知市立中学校 北九州市立校	・教育実習実施予定の前年度に、本学から教育委員会へ申請手続きを行ないます。 ・実習校・実習期間は教育委員会(または実習校)によって決定されます。 ・一部の校種を除いて、学生個人が教育委員会や実習校と直接交渉することはできません。
金沢市立校 長野市立校 岐阜県立校 岐阜市立校 各務原市立校 愛知県立校 津市立小・中学校 滋賀県下の公立校 高砂市立校 川西市立校 広島県立校 広島市立校 呉市立校 福岡県立校 長崎市立校	教育実習実施予定の前年度に、教育委員会(または実習校)が定める期日までに、実習希望者が受入内諾を得る必要があります(内諾を得られた後、本学から教育委員会(または実習校)へ行なう承認申請についても、教育実習実施予定の前年度に行わなければならない地域があります)。
愛知県下の公立校(県立校・名古屋市立校は除く)	多くの地域で、教育実習実施予定の前年度に教育委員会を通じて手続きを行なう必要があります。各自で教育委員会に確認し、手続きを行なってください。
京都市立校	教育実習実施予定の前年度に、京都市教育委員会が主催する教育実習事前研修会(8月頃開催)に参加することが必要です。実習校の確保等についての説明は、この研修会で行なわれます。
佛科大学附属幼稚園 華頂女子中学・高等学校 東山中学・高等学校 大阪府立摂津支援学校 大阪府立豊中支援学校 兵庫県立阪神特別支援学校 兵庫県立播磨特別支援学校	教育実習実施予定の前年度に、本学から申請手続きを行ないます。実習校に直接内諾交渉を行なうことはできません。

※上記の実習校では以下の点にも注意してください。

- ①対象者は原則、出身者です。
- ②希望者が教育委員会や実習校の定める受入上限数を超えた場合は、受入れが制限されることがあります。
- ③本学を通じて申請を行なう場合、申請後の辞退を避けるため、教育実習実施資格判定科目の履修が円滑に進んでいない場合は申請を取り消すことがあります。
- ④「教育実習研究」スクーリングは、教育実習を行なう前年度の早い時期(春期または夏期)に受講してください。教育委員会(または実習校)の申請期限の都合で遅い時期での受講では間に合わず、教育実習が実施できない場合があります。

【参考】学校教育法第1条・第2条

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。))および私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。))のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

【「教育実習研究」スクーリング開講日程予定(2017年度)】

1. 「教育実習研究」スクーリングは、教育実習を行なうための事前学習と、教育実習を行なう手続きを説明し、必要書類を配付します。
2. 下表の通り1年間に複数回開講しています。いずれか1日1回受講してください。
3. 希望する時期に教育実習を行なうためには、定められた種別までに「教育実習研究」スクーリングを受講しなければなりません(p.141【実施資格】参照)。
4. 受講にあたっては、入学後の補助教材「スクーリングのしおり」で案内します。

校種	スクーリング受講申込期間	スクーリング種別	開講日	注意事項
幼稚園	4月25日～5月5日(必着)	春期	6月10日	春期受講希望の場合は、I期に志願書類を提出してください。
	5月25日～6月5日(必着)	夏期	7月29日	
			8月13日	
	10月25日～11月5日(必着)	冬期	12月9日	冬期受講希望の場合は、III期に志願書類を提出してください。
11月25日～12月5日(必着)	集中Ⅲ	2月17日		
小学校	4月25日～5月5日(必着)	春期	6月3日	春期受講希望の場合は、I期に志願書類を提出してください。
	5月25日～6月5日(必着)	夏期	6月10日	
			7月29日	
			8月13日	
	10月25日～11月5日(必着)	冬期	12月2日	冬期受講希望の場合は、III期に志願書類を提出してください。
12月9日				
11月25日～12月5日(必着)	集中Ⅲ	2月17日		
中学校・高等学校	4月25日～5月5日(必着)	春期	6月10日	春期受講希望の場合は、I期に志願書類を提出してください。
	5月25日～6月5日(必着)	夏期	7月29日	
			8月13日	
	10月25日～11月5日(必着)	冬期	12月9日	冬期受講希望の場合は、III期に志願書類を提出してください。
	11月25日～12月5日(必着)	集中Ⅲ	2月17日	
2月17日				
特別支援学校	4月25日～5月5日(必着)	春期	6月10日	春期受講希望の場合は、I期に志願書類を提出してください。
	5月25日～6月5日(必着)	夏期	7月29日	
			8月13日	
	10月25日～11月5日(必着)	冬期	12月9日	冬期受講希望の場合は、III期に志願書類を提出してください。
	11月25日～12月5日(必着)	集中Ⅲ	2月17日	

次頁へ→

【教育実習単位の実務振替】

教員として勤務経験がある場合、教育実習の単位を大学の指定する他の科目(振替科目)の単位を修得することにより、これに替えることができます。

詳しくは、所轄の都道府県の教育委員会免許係で実務振替が可能かどうかを必ず確認してください。

- ・特別支援学校教諭免許状取得課程においては、実務振替科目の開講がないため、実務振替を行なうことはできません。
- ・実務振替手続きを行なった場合の免許授与申請は、所轄の教育委員会に各自で行なうこと(個人申請)となります。

【実務振替の対象となる勤務】

取得希望免許状	実務振替の対象となる勤務
幼稚園または小学校	幼稚園・小学校または特別支援学校(盲・聾・養護学校)の幼稚部・小学部での教諭・助教諭・講師としての勤務
中学校または高等学校	中学校・高等学校または特別支援学校(盲・聾・養護学校)の中学部・高等部での教諭・助教諭・講師としての勤務

【注意】 実習助手・養護教諭・事務職員等の勤務は、振替の対象とはなりません。

【実務振替に必要な勤務年数】

取得希望免許状	振替単位数	必要な勤務年数
幼稚園・小学校・中学校	5単位	該当校での5年以上の勤務
高等学校	3単位	該当校での3年以上の勤務

【注意】 ①本学へ申込み手続きをする時点で、必要な勤務年数を充足していることが必要です。勤務年数の見込みの期間は、対象となりません。
②幼稚園・小学校・中学校で2年以上5年未満の勤務は、2単位分のみ振替することができます。

【実務振替申込み受付期限】

実務振替の申込みは1年間に2回あります。

- ・6月25日まで(翌年3月以降の卒業・修了予定者)
- ・12月25日まで(翌年9月以降の卒業・修了予定者)

— そのほか教育実習に関する詳細については教職支援課までお問い合わせください —